

令和元年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 6

3 報告

(2) 成年後見制度利用促進計画について

北九州市成年後見制度利用促進計画

(令和元年度～令和2年度)

北九州市

はじめに

住みたい場所で安心して暮らせるために

～権利の保護と意思決定の支援に向けて～

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人のうち判断能力が十分ではない人の権利の保護のため、自己決定権の尊重やノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念の調和を踏まえたうえで、代理権や同意権・取消権を持った成年後見人等が財産の管理や身上の保護を行う制度です。

この制度は、平成 12 年の制度の開始から 19 年が経過しましたが、利用が必要だと思われる人の数と比較すると利用者が少なく、平成 24 年度以降、利用者の伸びも緩やかになっています。

判断能力が十分でないことから財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、国は、平成 28 年 4 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を成立し、翌平成 29 年 3 月には、同法に基づいて、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

法においては、成年後見制度の利用促進に係る基本理念、基本方針、国の体制等を定めるとともに、市町村に対して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることや成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることなどを規定しています。

本市では、他市を上回る高齢化のスピードを踏まえ、平成 19 年度から北九州市社会福祉協議会とともに市民後見人の養成を行うほか、成年後見制度の利用促進に資する民間団体の設立に関与するなど、成年後見制度の利用の促進に向けた施策を展開してきました。

さらに、総合相談の窓口である地域包括支援センターや北九州市障害者基幹相談支援センターにおいて、権利の擁護に関する相談対応などを行い、成年後見制度の利用の案内や普及啓発を行ってきました。

北九州市成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人のうち判断能力が十分ではない人の権利の保護と意思の決定の支援を更に進展するため、本市における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な方針として策定します。

外出先でこのマークを見かけたら、 温かく見守ってください

この「介護マーク」は介護中であることを
周囲に理解していただくためのものです。



北九州市印刷物登録番号第1710063D号

介護をしているときに誤解されて困ったことはありませんか？

介護する方が「介護中」であることを周囲に理解していただくために「介護マーク」を配付しています。障害のある方を介護する時にもご活用ください。

<介護マークはどうすれば取得できますか？>

お近くの区役所または地域包括支援センターに申請すると受けとることができます

目次

第1	成年後見制度の目的と利用促進の流れ.....	1
1	成年後見制度の目的と利用状況.....	1
2	国の成年後見制度利用促進に関する動き.....	3
3	成年後見制度の課題.....	5
第2	北九州市における成年後見制度利用促進の背景.....	9
1	高齢者を取り巻く状況.....	9
2	障害のある人を取り巻く状況.....	11
3	成年後見制度に関する市民意識.....	13
第3	北九州市成年後見制度利用促進計画の概要.....	15
1	北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的.....	15
2	基本的な考え方.....	15
3	促進計画の位置づけ.....	16
4	促進計画の期間と分析.....	16
第4	具体的な取組.....	17
1	成年被後見人と成年後見人の支援.....	17
2	成年後見制度の利用環境の整備.....	21
第5	資料.....	24
1	促進計画策定の経過.....	24
2	成年後見制度について.....	25
3	日常生活自立支援事業について（実施主体：北九州市社会福祉協議会）.....	25
4	用語解説.....	26
5	関連データ.....	28
